

○国土交通省告示第四百七十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、あわせて告示する。

平成十八年四月三日

国土交通大臣 北側 一雄

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道2号改築工事（三原バイパス・広島県三原市糸崎町地内から同市中之町地内まで）並びにこれに伴う無線中継所管理用道路及び砂防設備付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 広島県三原市糸崎町、中之町南、東町及び中之町地内
- 2 使用の部分 広島県三原市糸崎町及び中之町南地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、広島県三原市糸崎町地内から同市新倉町地内までの延長約9.9 kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道2号改築工事（三原バイパス）並びにこれに伴う無線中継所管理用道路及び砂防設備付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道2号改築工事（三原バイパス）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道に関する工事であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体事業の施工により遮断される無線中継所管理用道路の従来機能を維持するための付替工事は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設である無線中継所に至るまでの管理用道路を付け替える事業であり、法第3条第15号の2に規定する認定電気通信事業の用に供する施設に関する事業のために欠くことができない管理用道路の付替工事として、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。さらに、本体事業の施工により遮断される砂防設備の従来機能を維持するための付替工事は、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備に関する事業であり、法第3条第3号に掲げる砂防法による砂防設備に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道2号は、大阪府大阪市を起点とし、兵庫県、岡山県、広島県及び山口県の瀬戸内海沿岸の主要都市を經由して、福岡県北九州市を終点とする総延長約689.0kmの主要幹線道路である。

このうち本件区間に係る一般国道2号（以下「現道」という。）は、三原市の沿岸部を東西方向に結ぶ唯一の幹線道路であり、通過交通と地域内交通が混在しているところ、車線数は2車線で、一般国道、県道及び市道等との交差点が多数存在することから、現道沿線の三原市市街地においては慢性的な交通渋滞が発生し、円滑な交通が阻害されている。

平成11年度道路交通センサスによると、現道の交通量は、広島県三原市港町地内において32,200台/日、混雑度2.67となっている。また、平成9年に広島県幹線道路協議会が策定した「広島県第3次渋滞対策プログラム」において、現道内の古浜橋東詰交差点及び東城分れ交差点が主要渋滞ポイントに指定されている。

本件事業の完成により、現道における自動車交通が分散し、現道の交通渋滞の緩和が図られ、円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が昭和57年3月に「建設省所管事業に係る環境影響評価に関する当面の措置方針について」（昭和53年建設事務次官通達）等に準じて環境影響評価を実施し、また、計画交通量の見直し等に伴い、起業者が平成17年3月に同法等に準じて、環境影響評価を任意に再度実施したところ、騒音について一部環境基準を超える値が見られるが、遮音壁等の環境保全対策を実施することにより環境基準等を満足できると評価されている。このため、起業者は、当該評価結果を踏まえ、遮音壁の設置等を行うこととしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査によると、本件区間内の土地において、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ及びハヤブサの飛翔が確認されているが、オオタカについては、営巣が確認されておらず、出現範囲の大部分がトンネル構造のため、生息環境である樹林環境の改変面積は小さく、また、ハヤブサについては、営巣は確認されていないものの、採餌行動が確認されたため、起業者は採餌環境確保のための植栽等の適切な措置を講じることとしていることなどから、動植物に与える影響は軽微であると認められる。

また、本件区間内の土地には、この他文化財保護法（昭和25年法律第214号）により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通渋滞の緩和を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）第3種第1級の規格に基づく4車線のバイパス道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、昭和59年3月29日都市計画決定、平成14年3月7日に変更決定されており、事業計画の基本的内容は、変更後の都市計画と整合している。

さらに、本体事業の施工に伴う無線中継所管理用道路及び砂防設備付替工事業の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

現道は、3(1)で述べたように、交通渋滞が発生していることから、できるだけ早期に交通渋滞の緩和を図る必要があると認められる。

また、一般国道2号沿線の市町長からなる山陽道建設促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に対する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 広島県三原市役所

第6 収用又は使用の手続が保留されている起業地 広島県三原市糸崎町地内